

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金300万円、兄から上場株式500株の贈与を受けました。  
 母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。令和3年1月1日において、私は20歳以上です。  
 「一般税率」及び「特例税率」<sup>(注)</sup>を適用して暦年課税により申告します。  
 なお、私は、母(甲野花子)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。  
 (注) 「一般税率」及び「特例税率」については、2ページを参照してください。

事例2

神奈川県 税務署長  
 令和3年2月16日提出

令和03年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)

FD4729

提出用 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所	〒XXXX-XXXX (電話 XXX - XXX - XXXX) 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号		整理番号		名簿											
	フリガナ	コウノ オサム		補完		事項											
	氏名	甲野 修		申告書提出年月日		短期											
	個人番号 又は 法人番号	〇〇〇〇××××××××		災害等延長年月日		処理											
	生年月日	3	4	4	0	5	2	4	職業	自営業	出年月日		訂正		作成分		枚数

第一表  
 (令和3年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日	
			数	価額(単位:円)
現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金	令和03年09月25日	3000000
目黒区〇〇△丁目×番×号			3	000000

特例贈与と財産の価額の合計額(課税価格) ① 3000000

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

住所	世田谷区〇〇△丁目×番×号	取得した財産の明細	令和03年01月15日
フリガナ	コウノ タケシ	有価証券 上場株式等 〇〇株式会社	1500000
氏名	甲野 武	千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店	500株 3,000
生年月日	3 4 2 . 1 2 . 2 4	兄	
一般贈与と財産の価額の合計額(課税価格)			② 1500000
配偶者控除額 (右の事実該当する場合は、... 〇 私、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)			③

(住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④ 4500000	課税価格の合計額 (①+②+⑩)	⑬ 4500000
基礎控除額	⑤ 1100000	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑭ 416600
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥ 3400000	農地等納税額	⑮ 00
⑥に対する税額 (贈与税の速算表)を使用して計算します。	⑦ 416666	株式等納税額	⑯ 00
外国税額の控除額	⑧	特別株式等納税額	⑰ 00
医療法人持分税額控除額	⑨	医療法人持分納税額	⑱ 00
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩ 416666	事業用資産納税額	⑲ 00
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	⑪	申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳ 416600
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額)	⑫	この申告書が修正申告書である場合	⑳
		差引税額の合計額 (納付すべき税額)の増加額	㉑ 00
		申告期限までに納付すべき税額の増加額	㉒ 00

転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有  
 通信日付印  
 確認者

## 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

### ● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の①の金額）	㊦	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の②の金額）	㊧	1,500,000円
配偶者控除額 （申告書第一表の③の金額）	㊨	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【㊦+㊧-㊨】 （申告書第一表の④の金額）	㊩	4,500,000円
基礎控除額	㊪	1,100,000円
㊩の控除後の課税価格【㊩-㊪】 （申告書第一表の⑤の金額）	㊫	3,400,000円
㊫の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊬	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【㊫×㊦/㊩】	㊭	273,333円
㊫の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊮	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【㊫×（㊧-㊨）/㊩】	㊯	143,333円
税額（㊬+㊮） （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	㊰	416,666円

（例）特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

（特例贈与財産の価額（㊦）と一般贈与財産の価額（㊧）の合計額（㊩）から基礎控除額（㊪）を控除した課税価格（㊫）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（㊬・㊮）について、それぞれ（1）及び（2）のとおり按分計算し、その合計額（㊰）を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額（㊬及び㊭欄の計算）  
 $㊫13,900,000円 \times 40\%$ （特例税率） $-1,900,000円$ （控除額） $=㊬3,660,000円$   
 $㊬3,660,000円 \times (㊦5,000,000円 / ㊩15,000,000円)$   
 $=㊭1,220,000円$ （注：1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）
- 一般贈与財産に対応する税額（㊮及び㊯欄の計算）  
 $㊫13,900,000円 \times 45\%$ （一般税率） $-1,750,000円$ （控除額） $=㊮4,505,000円$   
 $㊮4,505,000円 \times (㊧10,000,000円 - ㊨0円) / ㊩15,000,000円)$   
 $=㊯3,003,333円$ （注：1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）
- 贈与税額の計算（㊰欄の計算）  
 $㊭1,220,000円 + ㊯3,003,333円 = ㊰4,223,333円$

#### 【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

#### 【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額（㊦3,000,000円）と一般贈与財産の価額（㊧1,500,000円）の合計額（㊩4,500,000円）から基礎控除額（㊪1,100,000円）を控除した課税価格（㊫3,400,000円）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額（㊬410,000円・㊮430,000円）について、それぞれの財産の価額に対応する税額（㊭273,333円・㊯143,333円）を計算し、その合計額（㊰416,666円）を計算します。